

校則等

①設置目的

（目 的）第 3 条 本校は教育基本法並びに学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、生徒の心身の発達及び進路に応じて、高度な高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

②名称

（名 称）第 1 条 本校は秋田県立六郷高等学校と称する。

③位置

（位 置）第 2 条 秋田県仙北郡美郷町六郷字馬場 5 2 番地

④修業年限

（修業年限）第 5 条 修業年限は 3 年とする。

⑤生徒定員及び学級数

（生徒定員及び学級数）第 6 条 生徒定員及び学級数は次のとおりである。

学 科		普 通 科	福 祉 科	備 考
定 員	1 年	4 0 （1 学級）	3 5 （1 学級）	普通科・福祉科くくり募集
	2 年	4 0 （1 学級）	3 5 （1 学級）	
	3 年	7 0 （2 学級）	3 5 （1 学級）	

⑥養成課程及び履修方法／介護福祉士国家試験受験資格

※教育課程表 参照

※六郷高等学校成績評価規程より

1 教科・科目の履修の認定

（2）福祉科の専門科目は規定授業時数の 2／3 以上の出席があった場合、履修を認定する。ただし、「介護実習」は 4／5 以上とする。なお、規定授業時数については別に定める。

1 1 介護福祉士国家試験受験資格

介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、次の要件を満たすこととする。

(1) 福祉科においては、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める教育課程を編成し、すべての科目が規定授業時数を満たすこと。なお、規定授業時数とは35（週）に各科目の単位数を乗じた時数とする。

(2) 生徒は教育課程の定めるところにより、すべての科目の単位を修得していること。なお、3年次の科目は修得見込みであること。

(3) 前項の科目と単位数、履修学年、規定授業時数は次表のとおりとする。

科 目 名		単 位 数	履修学年	規定授業時数
1	家庭総合	4	1・2年	140時間
2	社会福祉基礎	4	1・2年	140時間
3	介護福祉基礎	5	3か年	175時間
4	コミュニケーション技術	2	2年	70時間
5	生活支援技術	10	3か年	350時間
6	介護過程	4	2・3年	140時間
7	介護総合演習	3	2・3年	105時間
8	介護実習	13	2・3年	455時間
9	こころとからだの理解	8	3か年	280時間
単位数・時間の合計		53単位	1855時間	

⑦学年、学期及び授業を行わない日

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日及び休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学校創立記念日（5月7日）

(4) 春季休業日 4月1日から4月 4日まで及び3月22日から3月31日まで（14日間）

(5) 夏季休業日 7月22日から8月20日まで（30日間）

(6) 冬季休業日 12月22日から1月13日まで（23日間）

(7) 校長が特に必要と認める日

⑧入学時期

(入学の時期等)

第14条 生徒の入学の時期は、学年の始めから30日以内（学校教育法施行規則第5条第3項の規定により入学を許可された者にあつては、校長が定める日）。

- 2 生徒募集に関する期日、人員その他生徒の募集に関し必要な事項は、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを公告する。

⑨入学資格

(入学資格)

第13条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

⑩入学者の選考

(入学者の選抜)

第15条 校長は、入学を志願する者に対し、選抜の上、入学を許可する。

- 2 前項に規定する選抜は、中学校又は中等教育学校から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という）の成績等を資料として行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、別に定めるものについては、学力検査がないことができる。
- 4 学力検査は、教育委員会が行い、その実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

⑪入学手続き

(入学手続き)

第16条 入学（編入学、再入学、転入学を含む）を許可された者は、30日以内に、誓約書及び住民票を校長に提出しなければならない。

- 2 校長が特に必要と認めるときは、保護者は別に保証人を定めて届けなければならない。この場合においては、前項の誓約書には保証人が連署しなければならない。

⑫退学、休学、復学、卒業

(退学)

第26条 生徒が退学しようとするときは、その事由を付し、保護者連署のうえ、退学許可願を校長に提出しなければならない。

この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(休学)

第20条 生徒が病気その他やむを得ない事由により2か月以上にわたり出席することができないときは、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、休学許可願を校長に提出しなければならない。この場合において病気により出席できないときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認める場合は、休学期間を2年に至るまで延長することができる。

(復学)

第21条 休学中の生徒が休学期間中に復学しようとするときは、保護者連署のうえ、復学許可願を校長に提出しなければならない。

この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第26条 生徒が退学しようとするときは、その事由を付し、保護者連署のうえ、退学許可願を校長に提出しなければならない。

この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(卒業の認定等)

第12条 全課程を修了したと認める者には卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定した者には卒業証書を授与する。

3 前項に規定する卒業証書の授与の時期は、最終学年末とする。

ただし、第19条により留学に関わる単位の修得を認定された者及び学校教育法施行規則第百四条第三項により卒業を認められた者については、学年の途中においても卒業証書を授与する。

4 3年次における卒業に必要な事項については別に定める。

⑬成績考查（六郷高等学校成績評価規程）

4 定期考查

（１）すべての教科・科目において定期考查を原則年４回実施する。考查時間は１科目５０分とする。

① 前期中間考查 （６月）

② 前期末考查 （９月）

③ 後期中間考查 （１２月）

④ 学年末考查 （２～３月、ただし第３学年は１～２月）

（２）考查時間割は考查１週間前までに発表し、考查１週間前から考查終了まで生徒の職員室への入室を禁止する。

（３）考查を開始して１５分経過した遅刻者には考查を受験させない。又、考查開始から３５分を経過してからの退出は、考查を終了したものとする。

（４）考查中に不正行為をした生徒については、不正行為をした科目の考查の得点を０点とする。

（５）実習や実技を中心とする教科・科目については定期考查期間中に、考查を実施できない科目の届出を本年度分の全てをまとめて４月末まで提出し、校長の承認を受け、授業内で実施できる。

7 成績の評定及び処理

（１）学習成績は各教科で定めた観点別学習状況の評価をもとに、定期考查や学習状況など学習活動全般を継続的、総合的に評価する。

観点別学習状況の評価（以下「観点別評価」という）とは、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」をいう。なお、専門教科（商業、家庭、福祉）においては、「知識・技術」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」となる。

（２）成績の評価は各定期考查後に行い、成績会議の審議を経て観点別評価を通知する。ただし、前期末考查後は前期全体の観点別評価を、学年末考查後は年間の観点別評価および評定を通知する。

（３）学習成績は、各教科で定めた観点別評価をもとに、Ａ、Ｂ、Ｃの３段階で評価したものによるが、学年末については５段階法による評定を加えて通知する。

観点別評価	ＡＡＡ	ＡＡＣ	ＡＢＣ	ＢＢＢ	ＢＣＣ	ＣＣＣ
	ＡＡＢ	ＡＢＢ	ＡＣＣ	ＢＢＣ		
５段階評定	５	４	３		２	１

（３観点の順番に関係なく、以上の組み合わせで評定が決まる。）

（４）各定期考查の得点は平均点が６５点前後となるように配慮する。

（５）学年末考查の時点で教科・科目の履修が認定されないものがある場合でも、定期

考查（追考查を含む）、実技等で評価を行えるときには、学年末の評価を行い、仮評価とすることができる。校長により時数補充が承認され、履修認定がされた時点で、仮評価をその教科・科目の評価とする。

⑭入学検定料、入学料、授業料

（入学検定料、入学金、授業料）

第 17 条 入学検定料、入学金、授業料の徴収は、秋田県立高等学校授業料等徴収条例の定めるところによる。

⑮教職員の組織

（職員の組織）

第 30 条 職員の組織は、秋田県立高等学校管理規則第 4 章に定めるところによる。

⑯賞罰

（表彰）

第 27 条 校長は他の模範となるような生徒に対し、別に定める基準により表彰することがある。

（懲戒）

第 28 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

- 2 懲戒のうち、訓告、停学及び退学は校長がこれを行う。
- 3 訓告は過去の言動を戒め将来を諭すものとする。
- 4 停学は出席を停止するものとし、その期間は 1 か月以内または無期とする。
- 5 次の各号の一に該当する者には退学を命ずることがある。
 - （1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - （2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - （3）正当な理由がなく出席が常でない者
 - （4）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者